

枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）

<略>

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 審議会 次に掲げるものをいう。

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関

ロ 枚方市専門委員設置規則（昭和58年枚方市規則第65号）第4条に規定する専門委員による協議会

<略>

（会議の公開の決定等）

第3条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

（1） 法律等の規定により非公開とされる会議

（2） 枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）が含まれる事項に関する審査等を行う会議

（3） 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 審議会の会議が前項に掲げる会議に該当する場合において、これを非公開とするときは、審議会がその決定をするものとする。

<略>

（会議録の作成）

第6条 審議会は、その会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議の終了後概ね2月以内に、その会議録を作成しなければならない。

<略>

4 前項第7号の会議録の審議内容は、審議の経過が分かるように、発言者及び発言内容を明確にして記載しなければならない。